

(公 印 省 略)
私子第30052-13号
令和2年4月16日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 上原 美奈子

保育所等における新型コロナウイルス感染症の対応について

本県の児童福祉行政につきまして、日頃、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る4月10日、県内の保育所において、新型コロナウイルスの感染症に係るPCR検査で陽性反応のあった調理員が確認されました。

これまでも貴管内保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等に対し、感染防止対策を指導していただいているところですが、別添令和2年3月11日付け厚生労働省事務連絡を含め、最新の国通知等を御確認いただくとともに、下記に留意の上、改めて適切に御対応いただくよう、お願いいたします。

また、4月16日に知事から保護者の皆様に登園自粛の協力をお願いしたところですが、市町村におかれましても登園自粛要請の検討を含め、感染拡大の防止に一層取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

○管内保育所等の園児・児童・職員に感染者・濃厚接触者が疑われる場合

地域を所管する保健所（県保健福祉事務所）に連絡・相談をお願いします。

○管内保育所等に臨時休園等を要請した場合

臨時休園とした場合でも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行うなど、必要に応じて対応の検討をお願いします。

○管内保育所等に従事する職員の方へのお願い

これまでも十分に御注意いただいているところですが、4月7日に知事から不要不急の外出自粛の要請も出ておりますので、勤務や日常生活の買物等を除き、外出を控えていただきますよう御周知願います。

- ・一般的な感染症対策（手洗い等により手指を清潔に保つ、手で目・鼻・口を触らない、室内の定期的な換気など）を行ってください。
- ・健康管理（十分な睡眠・休養、栄養バランスのよい食事、適度な運動など）を心がけてください。
- ・出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5度以上）場合には、出勤を行わないことを徹底してください。

○参考

- ・厚生労働省保育関係 リンク掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku_index.html

- ・『保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

- ・群馬県ホームページ『新型コロナウイルス感染症について』

https://www.pref.gunma.jp/02/d29g_00243.html

事務担当：子育て支援係・保育係

T E L：027-226-2622(子育て支援係)

027-897-2689 (保育係)